

令和4年度 第2回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和4年度第2回茨木市景観審議会
開催日時	令和5年2月21日(火) 10時00分開会・11時50分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	加賀 有津子
出席者	〔 委 員 〕 加我 宏之、高砂 正弘、藤本 英子、山口 敬太 <以上学識経験者> 黒川 宗範、綿谷 賢治 <以上関係団体> 池田 恵次、村上 貴信 <以上市民> (以上、計9人)
欠席者	〔 委 員 〕 阿部 浩之 〔アドバイザー〕 中井川 正道、武田 重昭、松本 邦彦
事務局	足立副市長、秋元都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	中心市街地等における景観形成・保全推進事業 1 東西軸の取組み 2 屋外広告物の取組み
傍聴者	2人

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和4年度第2回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、秋元部長からあいさつを申し上げる。
○秋元部長	(あいさつ)
○中島係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げます。 各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、出入り口に消毒用アルコールを設置する、パーテーションを設置する、換気を行うなどの対応を行っている。
○中島係長	本日の出席状況であるが、景観審議会委員の総数10人のところ、出席者は9人となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、景観審議会委員の阿部委員、また、本市景観アドバイザーの中井川委員、武田委員、松本委員からは、欠席の連絡をいただいている。 なお、本日は2人の方が傍聴されている。
○中島係長	それでは、茨木市景観条例施行規則第19条第5項の規定により、以後、本審議会の運営を加賀会長にお願いしたい。
○加賀会長	本日の予定案件は、2つであり、1つ目は「東西軸の取組み」、2つ目は「屋外広告物の取組み」である。 本審議会では、今後の取組みに反映いただくことを目的に、主には今年度の取組みなどの説明・報告を受けたい。議論を行っていきたい。 なお、議論の円滑化のため、取組みごとに区切って議論を行いたい。
○加賀会長	1 東西軸の取組み それでは、まず東西軸の取組みについて、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、東西軸の取組みについては、将来像のあり方を検証する社会実験を実施し、その成果をガイドラインや景観計画にとりまとめていく予定とのことであった。 本審議会としては、ガイドラインの記載内容を中心に議論を行い、必要に応じて取組みへ反映してもらおうよう考えている。各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○黒川委員	<p>自転車の誘導、公共空間における自転車のあり方についてガイドラインにもう少し記載があってもいいと考える。</p> <p>また、メインストリート沿道店舗における自転車の駐輪施設の整備についても取組みを検討されたい。</p>
○綿谷委員	<p>建物の高さ制限や推奨される高さについては今後検討されるのか。</p>
○福井次長	<p>都市計画的な手法による高さ制限は検討していない。しかし、ウォークアブルなまちづくりの観点から、沿道の建物の軒先を揃えることをガイドラインに位置付けて誘導するなど、ご指摘の観点を踏まえて検討したい。</p>
○加我委員	<p>ガイドライン内の「てにをは」などの助詞や固有名詞の整理を行っていただきたい。</p> <p>ガイドライン P3 での各空間の分類について、歩道と民間敷地を合わせた「共用空間」の活用や設えが重要になってくると感じている。</p> <p>「公共空間」には様々な意味が含まれており、「道路空間」「共用空間」「沿道空間」など、表現する言葉の指し示す意味を定義したうえで各空間をどういった名称にするのかを今後も議論できれば良いと思う。</p>
○福井次長	<p>空間の名称については、定義付けを含めて、どのような名称にするかを検討したい。</p>
○藤本委員	<p>ガイドラインの活用は何年先までを見据えているのか。使われていくうちに現況の意味するところも変わっていくと思う。現況整理を資料編に回して、いつ時点の現況かを確認できると良いと思う。</p> <p>また、専門用語（ピロティ、アルコープ等）を記載するのであれば説明が必要である。</p> <p>ガイドライン P19 の照明デザイン指針の意図を教えてください。照明に対して明度という表現はあまり使わない。</p>
○福井次長	<p>現況整理の取扱いについては、検討を行う。また、専門用語については、できるだけ使用を控え、用語を使用する際には、解説を入れるようにする。</p> <p>明度の表現については、照明柱の色彩に対する事例であるが、明るさにも様々な種類があると感じている。</p>
○藤本委員	<p>事例で示されているような、単にまちを明るくするだけでは景観的に良くないと思う。植栽や壁面が照明に照らされ、優しい夜間照明の光が茨木市の夜間景観に相応しい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○高砂委員	来年度の社会実験について。予定する期間が2日程度と短く、もう少し長期の方が結果は得られるのではないかと。同じ場所で今年度行った社会実験の内容を発展させた形で行うなど、長期間での実施を検討されてはどうか。
○福井次長	来年度の取組みについては、側道閉鎖に伴う警察協議の関係等で、期間や時間帯も限定的にならざるを得ない部分もあると考えている。 取組みの目的のひとつとして、沿道関係者等とのつながりを切らさないことがあり、更なる機運醸成や安全性確保の検討が進むような社会実験を実施していきたい。
○高砂委員	社会実験の際には、ガイドラインの記載内容の検証も含まれるとより良いと思う。
○福井次長	可能な限り検討する。沿道関係者等にガイドラインの内容を示して意見をもらえるようにもしていきたい。
○池田委員	通行の安全面に関する課題解決を図ることが最も重要だと感じている。交通に関する上位計画と関係させながら取組みを提案していかないと現実味がないのではないかと。 検討・設計など整備の各段階に応じて、ガイドラインの更新が必要ではないかと。 現在のガイドラインは実現性の高いものとそうでないものが混在しているように感じる。時代に即した変化が必要ではないかと。
○福井次長	歩道空間の拡幅には道路空間の再編が必要であると捉えているため、交通面の課題解消も重要な要素であると認識しており、市の上位計画では、一方通行化構想を掲げている。ガイドライン策定後は、その実現のために交通面の検討に取り組む必要があると考えている。 また、ガイドラインはデザイン指針を中心に、柔軟性ある記載にするとともに、必要に応じて更新していくことも重要であると考えている。
○加賀会長	数年ごとの更新をロードマップ上に落とし込み、時代に即したガイドラインにしていくことも方法の一つであると思う。 時代に合わない、古いガイドラインにならないためにどうするか、検討いただきたい。
○村上委員	エリアマネジメント組織の設立については、ロードマップに描いている

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>期間より前にでも、社会実験やワークショップに参加・協力いただいた方などによる民間主導で取組みを始めていくことも推奨されたい。</p>
○山口委員	<p>機運醸成は重要であり、どのように進めるかが課題。道路空間の整備を進めていく間に、民間敷地をうまく活用するためにも、改修助成やファニチャー設置への支援など仕組みが大事である。市の助成制度についての考えをお聞きしたい。</p>
○福井次長	<p>民間敷地の活用として、オープンな設えや空地を確保するような改修に対する支援などが考えられる。助成制度については他自治体の事例等も参考にしながら検討を進める。</p> <p>来年度の社会実験では公共空間だけでなく、民地活用も考えられるような取組みにしたいと思う。</p>
○山口委員	<p>民地活用では土地を貸してもいい地権者と、活用したい人が民-民でマッチングできるような仕組みが短期的にでもあると良いと思う。</p>
○加賀会長	<p>ガイドライン P23 からのマネジメント指針について、ガイドラインは市民に配布し、まちづくりに関わるきっかけになると良い。活用事例を拡充するなど、わかりやすく示す工夫をしてほしい。</p> <p>空間のデザイン指針を要素別に示すだけでなく、「滞留空間」など沿道との連携を踏まえて、人が滞在し、憩う空間デザインの考え方を整理しておく必要があるのではないかと思う。検討いただきたい。</p>
○加賀会長	<p>時間の都合上、ここで質疑を打ち切るが、まだ意見をお持ちの委員がいらっしゃれば、後日、事務局までお伝えいただければと思う。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	2 屋外広告物の取組み
○加賀会長	議題2、屋外広告物の取組みについて、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、広告物の「質の誘導」に関して検討を行い、条例規制と併せて、基本理念に即した景観形成を目指していくとのことである。 本審議会としては、主に質の誘導につながる広告物の配慮事項について、議論を行い、必要に応じて取組みへ反映してもらうよう考えている。各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。
○加賀会長	私の方からは、P10の誘導したい広告景観で示されている事例について、板面の色彩が派手で、事例として相応しくないものも確認できるので、誤解されないように表現も含めて再検討いただきたい。 説明資料P27の助成制度に記載の「まちを優先」の意味するところは何か。
○福井次長	やまなみ保全とウォークブルなまちなみ形成と、様々な事情でどちらか一方を選ぶ必要がある場合は、ウォークブルの取組みを優先するという意図である。
○加賀会長	了解した。助成制度については、他市事例も含めた検討結果を次回景観審議会でご提示いただきたい。
○綿谷委員	屋外広告物の安全点検について、有資格者の基準に屋外広告物の点検技能修了者も入れていただきたい。 安全性に対する指導について、未申請の広告物に対する指導方法についての検討状況を教えてほしい。また屋外広告物の許可申請件数を増やしていくことも検討いただきたい。
○福井次長	広告物の安全点検に関する資格者の基準については検討する。 現状、未申請の広告物への指導が行き届いていないのは事実だが、パトロールなど具体的にできる取組みを考えながら、安全性を担保していきたい。
○綿谷委員	広告物の安全管理を行政だけに任せるのではなく、広告業者や広告を設置する事業者など、広告物に関わる人々を巻き込んでいくことを業界でも

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	検討している。行政とも連携していきたい。
○池田委員	説明資料 P17 に記載の窓面利用広告物や簡易広告物は、許可申請の対象外となると思うが、目指す広告景観にどのように誘導するのか。
○福井次長	窓面利用広告物、簡易広告物も許可の対象になるので、指導可能である。ただし、建物の内側から掲示されているもの（屋内広告物）については許可の対象にならない。許可手続きを要しないものについてはガイドライン等にて周知を行う必要があると考えている。
○池田委員	屋内広告物の推奨事例として、切り文字の事例写真が掲載されているが、推奨されない事例はどういったものが挙げられるのか。
○福井次長	室内から窓面全面に広告物を出しているものや、色彩が派手なものなど、他の広告物と同じように配慮事項を満たしていないものなどが挙げられる。
○藤本委員	説明資料 P17 の窓面広告物について、京都市のように「屋外広告物と同様に考える」という表現を盛り込めると良いと思う。 また、ガイドライン（２）「目指す広告景観」において、まちより自然が先に掲載されることに違和感がある。茨木市はまちのイメージがある。
○福井次長	茨木市では「山半分、まち半分」ということで、山を先にイメージに出すことが多い。ただし、まちのほうが広告物の数が多いという点もあるため、表現の順序については検討したい。
○山口委員	広告物に使用する高彩度の色はどう扱うのか。「避ける・抑える」という抽象的な表現ではなく、ある程度具体的な内容を記載しておいた方が協議しやすいのではないかと。
○福井次長	ご指摘の内容を踏まえ、具体的な内容や事例を盛り込みたい。言葉だけではわかりづらいところがあるので写真や数値などで示していきたい。
○黒川委員	ガイドライン P3 の屋上広告物の配慮事項について、抽象的な表現と感じる点がある。 また、茨木市の HP では現在「屋外広告物の手引き」が掲載されている。実務者は手引きを見る機会が多いと思われるが、ガイドラインとの関連性にも配慮いただきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	ガイドラインの中には、市の屋外広告物条例による規制内容や設置のための手続き、許可申請の流れ、手数料など手引きに該当する内容を掲載する予定であり、屋外広告物に関連する内容は一つのガイドラインにまとめたいと考えている。
○黒川委員	1冊にまとめることは良いと感じる。ただ、そうなった場合「ガイドライン」という名前が適切かどうか検討の余地があると思う。
○高砂委員	条例やガイドラインの配慮事項を守らない場合のペナルティはあるのか。
○福井次長	条例を守らなかった場合、罰則規定があるが、ガイドラインは強制力も罰則もないため、守っていただけない場合もある。
○高砂委員	チェーン店などは統一的な色彩の看板を設ける場合も多く、ガイドラインを守ってもらえない可能性がある。
○福井次長	色彩は変えられない場合でも表示面積を小さくするなど、粘り強く協議していきたい。
○加賀会長	以上で質疑を終了する。事務局においては本日の意見や質問を踏まえて引き続き検討いただきたい。
	3 閉会
○加賀会長	本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。 以上で、令和4年度第2回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。
○中島係長	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。 次回の景観審議会は、令和5年の6月頃を予定している。 後日日程調整をさせていただくので、よろしく願います。 最後に、足立副市長からあいさつを申しあげる。
○足立副市長	(あいさつ)
○中島係長	以上をもって、令和4年度第2回茨木市景観審議会を開会する。 (11時50分閉会)